

介護予防・生活支援サービス事業
実施に関する事業者説明会資料

介護予防・生活支援サービス事業 訪問型サービス(第1号訪問事業)の概要



三豊市健康福祉部介護保険課

目次

- 1 介護予防の推進
- 2 三豊市が実施する介護予防・生活支援サービス事業
(第1号訪問事業)
- 3 事業への移行スケジュールについて
- 4 介護予防・生活支援サービス事業者の指定
- 5 対象者別の利用可能サービスについて
- 6 介護予防・生活支援サービス事業の基準等
- 7 事業者と利用者の契約等について
- 8 国保連合会へ審査支払業務を委託した場合の事務
処理の流れ
- 9 今後のスケジュール

1 介護予防の推進

介護予防の理念

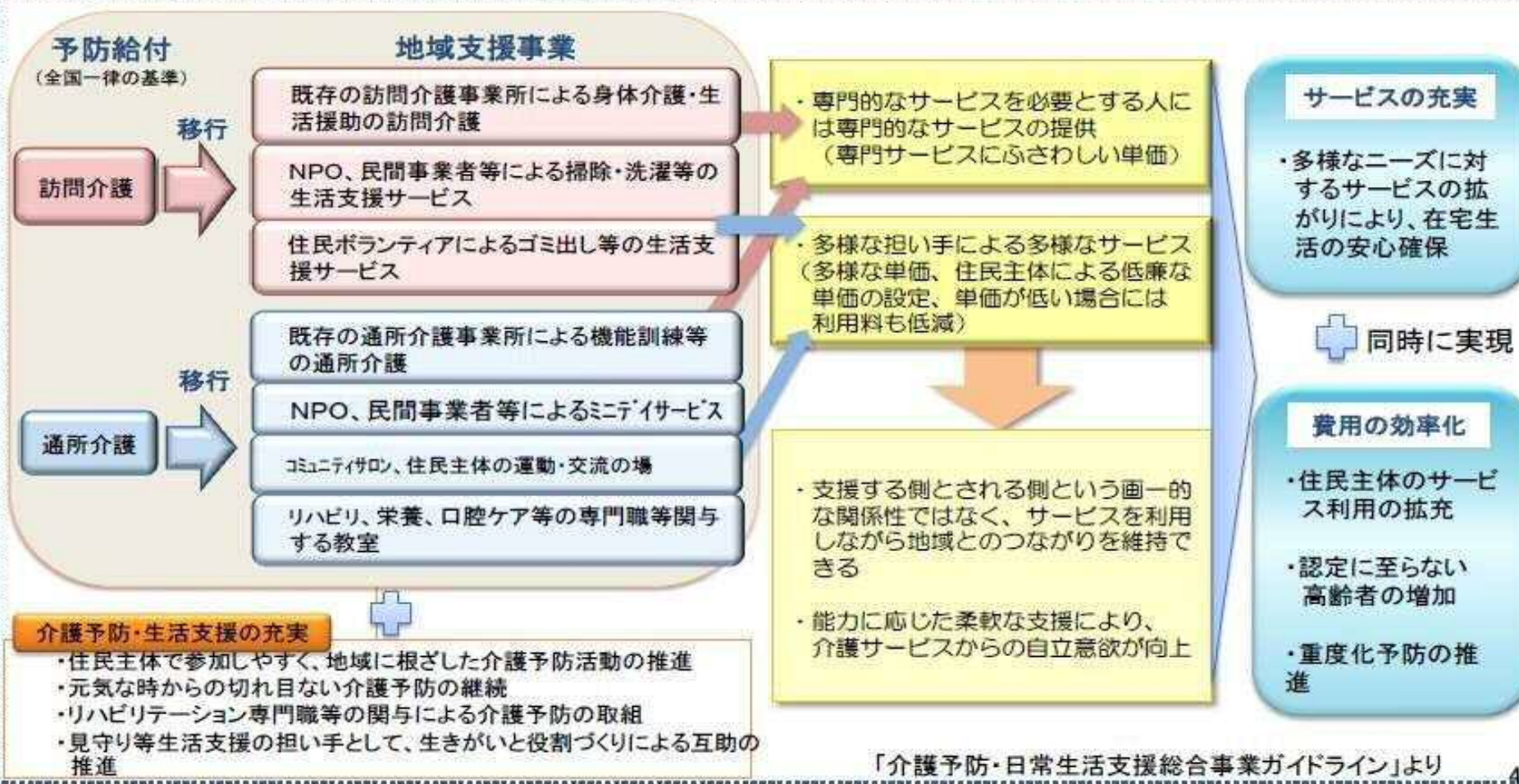
- 介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行うものである。
- 生活機能の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であり、**単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すものではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援して、QOLの向上を目指すものである。**

これからの介護予防の考え方

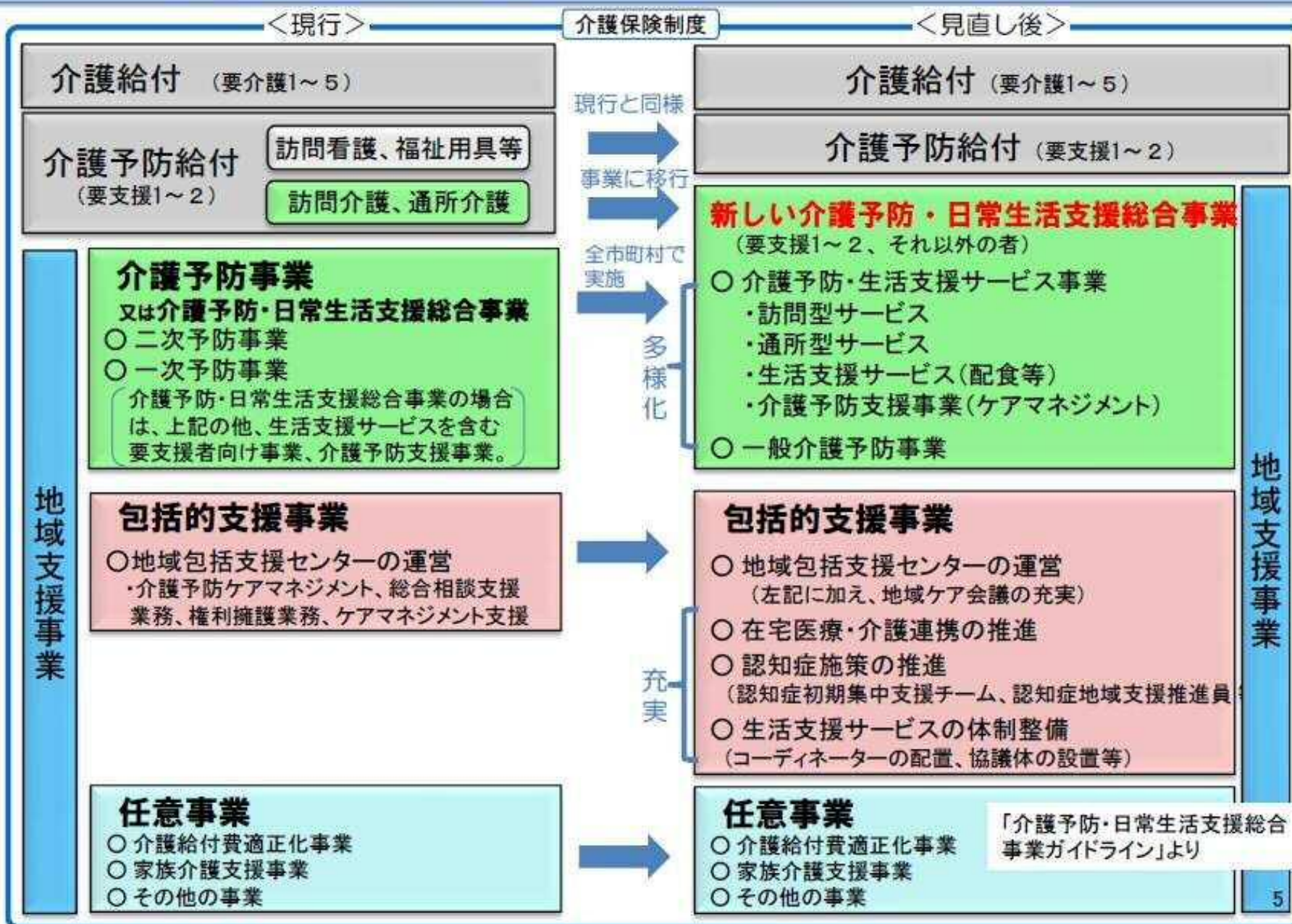
- **機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割をもって生活できるような居場所と出番づくり等、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチが重要**であり、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指す。
- 高齢者を**生活支援サービスの担い手**であると捉えることにより、支援を必要とする高齢者の多様な生活支援ニーズに応えるとともに、担い手にとっても地域の中で新たな社会的役割を有することにより、結果として介護予防にもつながるという相乗効果をもたらす。
- 住民自身が運営する体操の集いなどの活動を地域に展開し、**人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大**していくような地域づくりを推進する。
- このような介護予防を推進するためには、地域の実情をよく把握し、かつ、地域づくりの中心である市町村が主体的に取り組むことが不可欠である。

総合事業と生活支援サービスの充実

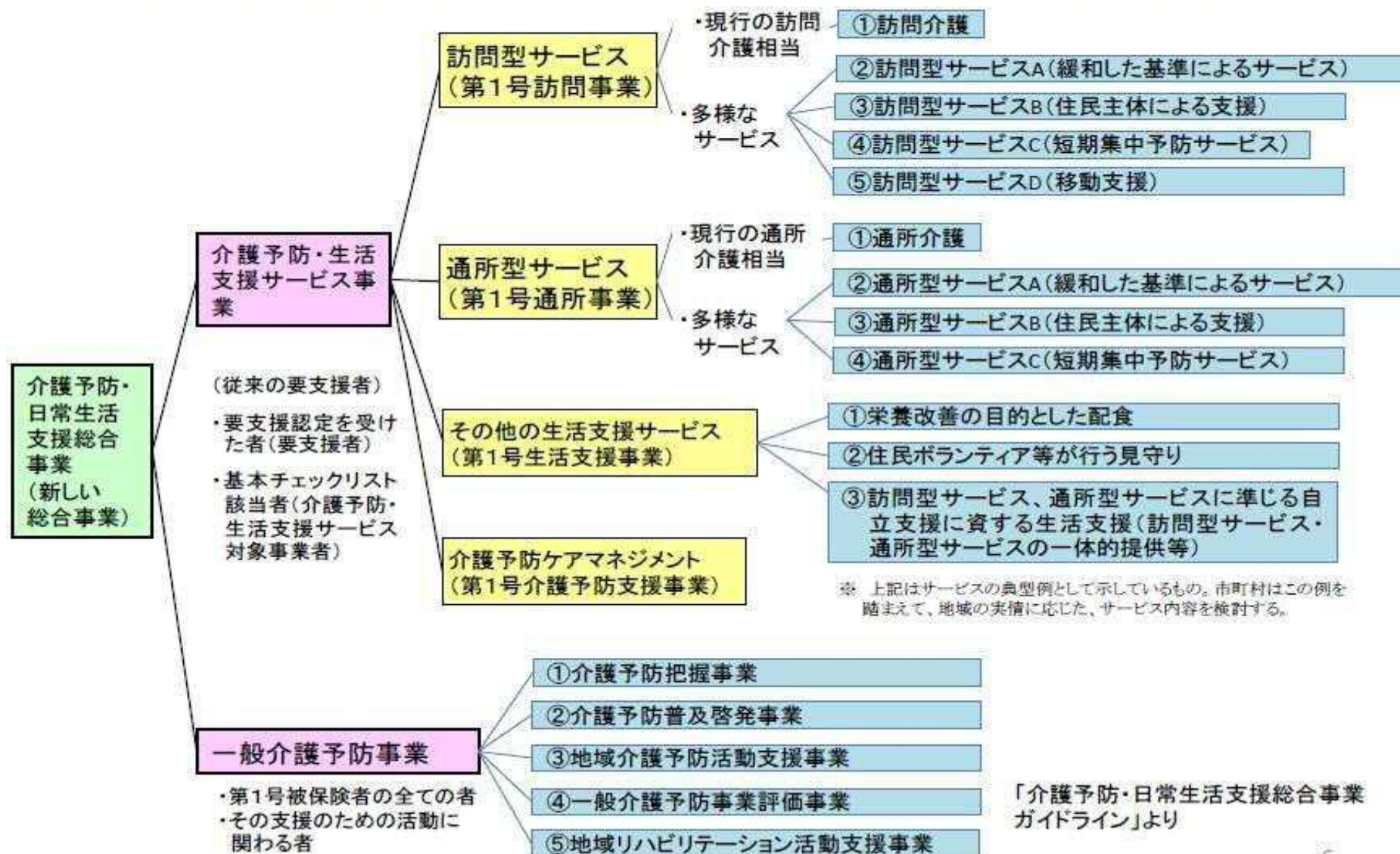
- 予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行(29年度末まで)。財源構成は給付と同じ(国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料)。
- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。高齢者は支え手側に回ることも。



介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



2 三豊市が実施する介護予防・ 生活支援サービス事業 (第1号訪問事業)

類型別の実施事業について

ガイドラインで示された類型	訪問型サービス
現行の訪問介護相当	平成28年度から実施
訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	平成28年度から実施
訪問型サービスB (住民主体による支援)	検討中 (体制整備できたところから実施予定)
訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	平成28年度から実施
訪問型サービスD (移動支援)	検討中

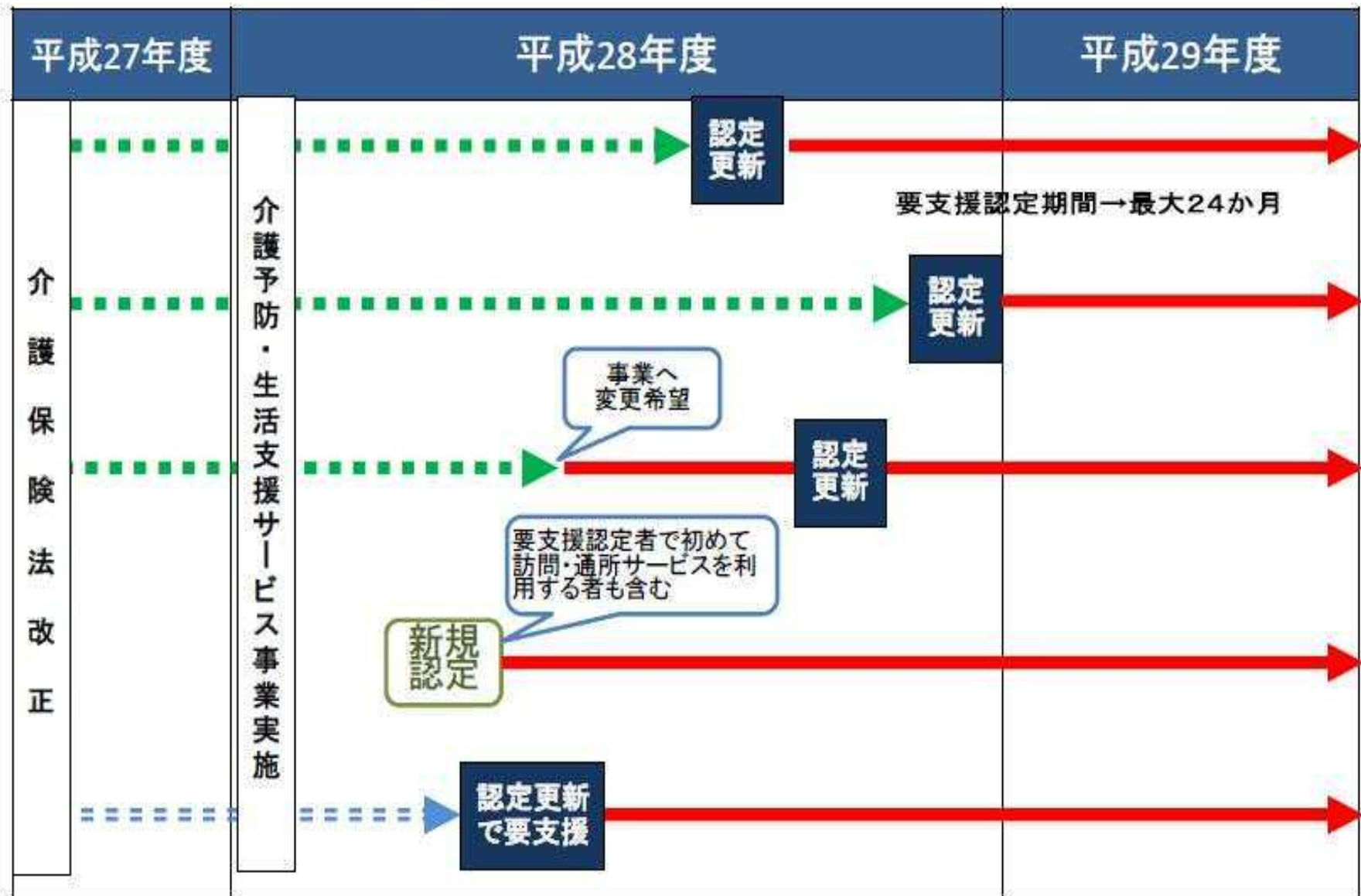
「第6期三豊市介護保険事業計画」より

事業の名称について

	ガイドラインで示された類型	三豊市名称	サービスコード
訪問型サービス(第1号訪問事業)	現行の訪問介護相当	介護予防訪問事業	介護予防訪問事業 ●● (平成27年3月以前指定事業者)
			介護予防訪問事業 ●● (平成27年4月以降指定事業者)
	訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	生活支援訪問事業	生活支援訪問事業 ●●
	訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	訪問型短期集中プログラム	

3 事業への移行スケジュールについて

予防給付 ■■■▶ 介護予防・生活支援サービス事業 ▶ 介護給付 ===▶



5 対象者別の利用可能サービスについて

		要介護 認定者	要支援 認定者	事業対象者	非該当者
サービス利用の手続き		ケアマネジメ ント	・訪問型・通所型サ ービスのみ利用は介護 予防ケアマネジメント ・予防給付のサービス を利用する場合は予 防給付によるケアマネ ジメント	介護予防 ケアマネジメ ント	市等が事業 を周知
訪問介護（介護給付）		○	×	×	×
介護予防訪問介護（予防給付）		×	○	×	×
介護予防・生活支援 サービス事業	介護予防訪問事業 （現行の訪問介護相当）	×	○	○	×
	生活支援訪問事業 （訪問型サービスA）	×	○	○	×
	訪問型短期集中プログラ ム（訪問型サービスC）	×	○	○	×
一般介護予防事業（※）		○	○	○	○

※一般介護予防は、ケアマネジメント・介護予防ケアマネジメントがなくても利用可能

事業対象者：要支援者に相当する状態にあり、基本チェックリストにより事業対象者と判断された者
「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」より

6 介護予防・生活支援サービス 事業の基準等

訪問型サービス(第1号訪問事業)

類型名	介護予防訪問事業	生活支援訪問事業
サービスコード	●●●●	●
内容	現行の予防訪問介護と同様、身体介護、生活援助を訪問介護員等の専門職により提供されるサービス	専門職等の人員要件を緩和し、専門職による支援の必要性の低い生活援助を中心としたサービスを提供
算定単位の取扱い	月包括単価	月包括単価
単位設定	国の規定した通所型サービス(みなし)の算定構造、単位数のとおり 介護予防訪問事業Ⅰ 週1回程度 月1,168単位(11,680円) 介護予防訪問事業Ⅱ 週2回程度 月2,335単位(23,350円) 介護予防訪問事業Ⅲ 週2回を超える程度 月3,704単位(37,040円) ※ 1単位10円	介護給付の訪問介護生活援助(45分以上)を基準に算定 生活支援訪問事業Ⅰ 週1回程度 月1,160単位(11,600円) ※日割りⅠ・・・1回38単位(380円) 生活支援訪問事業Ⅱ 週2回程度 1回2,330単位(23,300円) ※日割りⅡ・・・1回76単位(760円) ※初回加算あり ※1回あたりのサービス提供時間は45～60分 ※ 1単位10円
対象	介護予防訪問事業Ⅰ、Ⅱ：要支援1・2、事業対象者 介護予防訪問事業Ⅲ：要支援2、事業対象者	生活支援訪問事業Ⅰ：要支援1・2、事業対象者 生活支援訪問事業Ⅱ：要支援2、事業対象者

類型名	介護予防訪問事業	生活支援訪問事業
人員	○管理者 常勤・専従1以上 ※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ○訪問介護員等 常勤換算2.5以上(資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者) ○サービス提供責任者 ○常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上【一部非常勤職員も可能】 (資格要件:介護福祉士、実務研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者)	○管理者 専従1以上 ※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ○従事者 1人以上必要数 (資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者) ○訪問事業責任者 従事者のうち、1人以上必要 (資格要件:従事者と同じ) ※要介護者と一体型で運営する場合、要介護者にサービス提供責任者が従事し、事業対象者に訪問事業責任者が従事する。サービス提供責任者は国基準相当サービスの基準の範囲内で、訪問事業責任者を兼務することができる。この場合、事業対象者1人を要介護者1人とみなして利用者数と計算する。
設備	○事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ○必要なその他の設備・備品	○事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ○必要なその他の設備・備品
運営	○個別サービス計画の作成 ○運営規定等の説明・同意 ○提供拒否の禁止 ○訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供 等	○必要に応じ、個別サービス計画の作成 ○運営規定等の説明・同意 ○提供拒否の禁止 ○従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ○従事者又は従事者であったものの秘密保持 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出の便宜の提供

第1号訪問事業の利用回数ごとの上限単位

週1回程度の利用
週2回程度の利用

月1, 160単位
月2, 330単位

サービスを組合せた利用

月包括単位を設定しているため、「介護予防訪問事業」と「生活支援訪問事業」を組合せた利用は想定していません。

※介護予防ケアマネジメント又は介護予防サービス計画において、ニーズに基づき、適切な利用回数、専門的支援の必要性を考慮し利用を決定する

7 事業者と利用者の契約等について

契約書・重要事項説明書

指定事業者は、利用者の総合事業移行に伴い、利用者に対して現在の予防給付等と同様に、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得た上で、サービス提供してください。

利用者	契約書	重要事項説明書
既利用者(要支援者)※	再契約	(再)同意
新規(要支援者・事業対象者)	新規契約	同意

※ 既利用者(要支援者)とは、平成28年3月31日以前より予防給付(例:訪問介護)を利用していて、平成28年4月1日以降に総合事業(例:生活支援訪問事業)を利用する場合をいう。

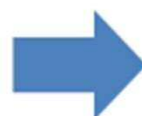
「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」より

契約書・重要事項説明書の変更点

総合事業移行に伴い一部文言の変更が必要

① サービスの種類

介護予防訪問介護



介護予防訪問事業
生活支援訪問事業

② 利用料

利用する事業により、料金表の変更

③ 記録の保存期間

2年間→5年間

(介護保険法から地方自治法へ根拠法令が移行したため、保存年限が変更)

4 介護予防・生活支援サービス 事業者の指定

みなし指定の規定

(改正法の規定)

総合事業の移行に当たって、総合事業にかかわる規定の施行日前日である平成27年3月31日において、介護予防訪問介護等に係る指定介護予防サービスの事業者について、当該施行日において、総合事業による指定事業者の指定をみなす「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(改正法附則第13条)

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」より

みなし指定の有効期間

平成27年4月1日より平成30年3月31日まで

事業者指定の基本的な考え方

- ・介護予防・生活支援サービス事業の事業者指定は、香川県の介護予防訪問介護の指定を受けていることを前提とする
- ・平成27年4月1日以降に香川県の介護予防訪問介護の指定を受けた事業者は、市の介護予防・生活支援サービス事業の指定を受けること

※みなし指定を取り下げる場合は、当該介護予防支援事業者（地域包括支援センター）への連絡、適当な他の指定介護予防訪問・通所型介護事業者等への紹介、その他の必要な措置を速やかに講じなければならない

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」より

事業ごとの申請について

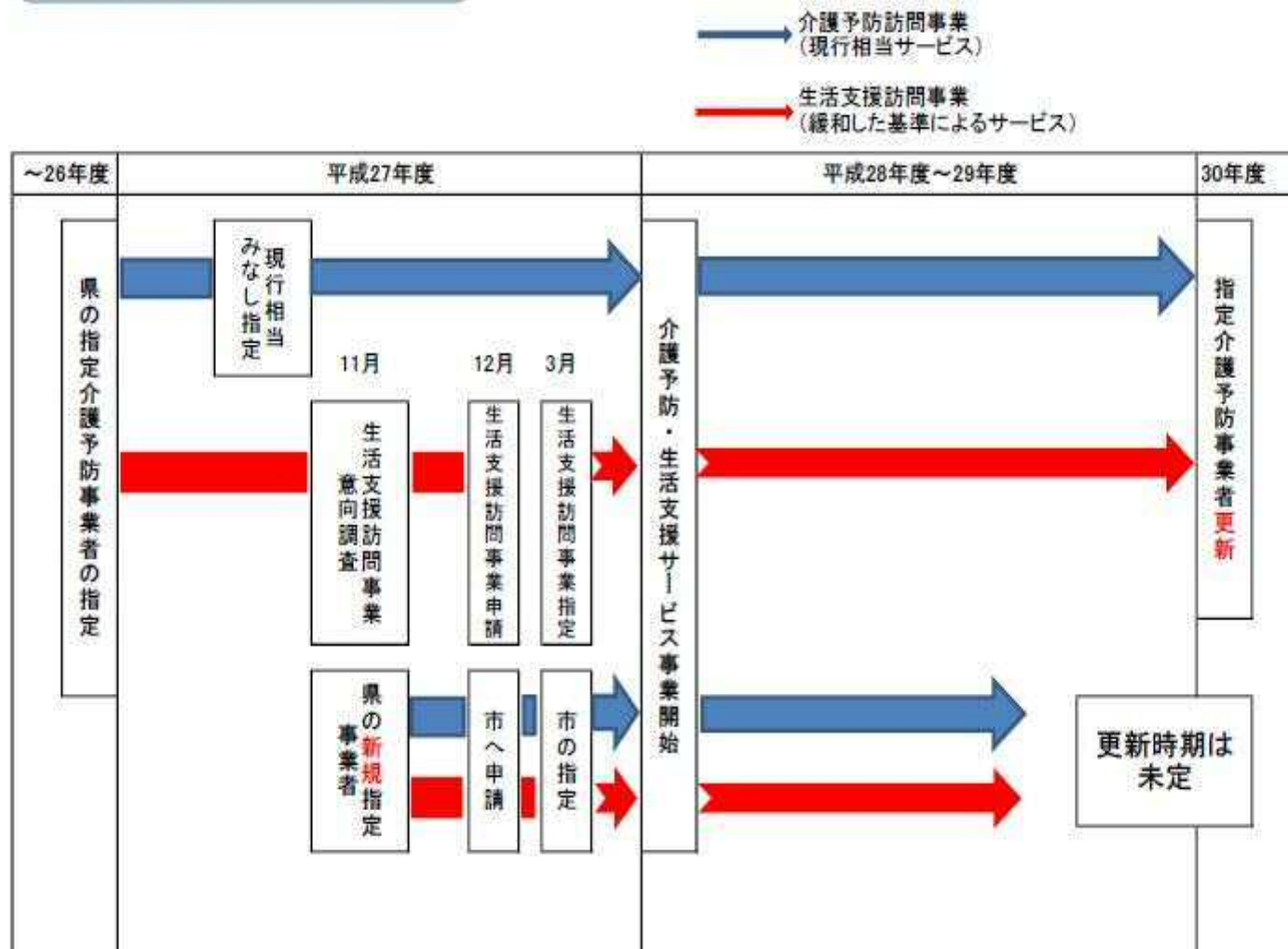
①平成27年3月31日時点で県の指定を受けている指定介護予防サービス事業者

事業名 ()内はガイドラインの標記	三豊市への申請	サービスコード
介護予防訪問事業(現行の訪問介護相当)	不要	●●
生活支援訪問事業(訪問型サービスA)	必要	●●

②平成27年4月1日以降に県の指定を受けた指定介護予防サービス事業者

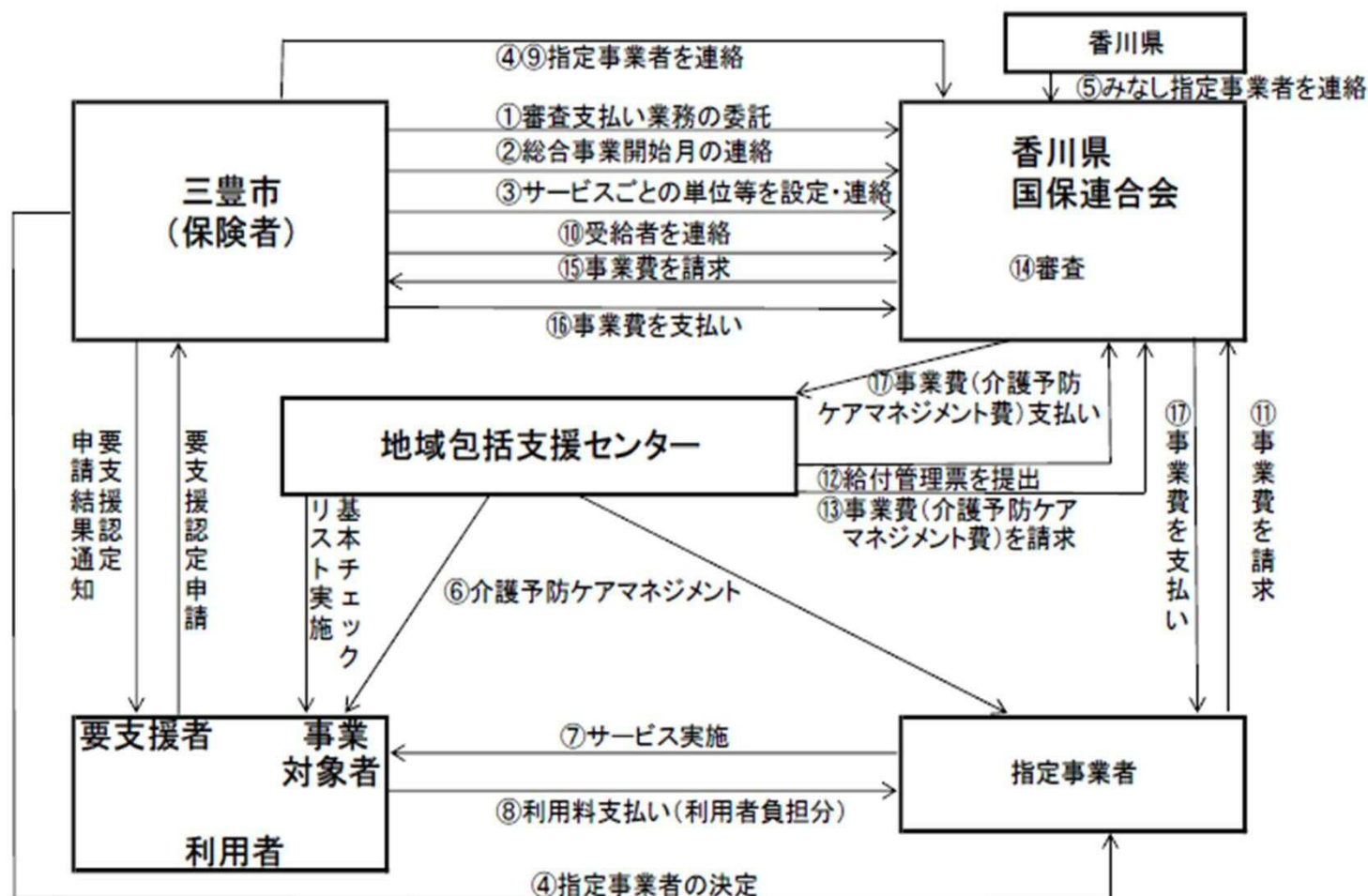
事業名 ()内はガイドラインの標記	三豊市への申請	サービスコード
介護予防訪問事業(現行の訪問介護相当)	必要	●●
生活支援訪問事業(訪問型サービスA)	必要	●●

事業者指定の流れ

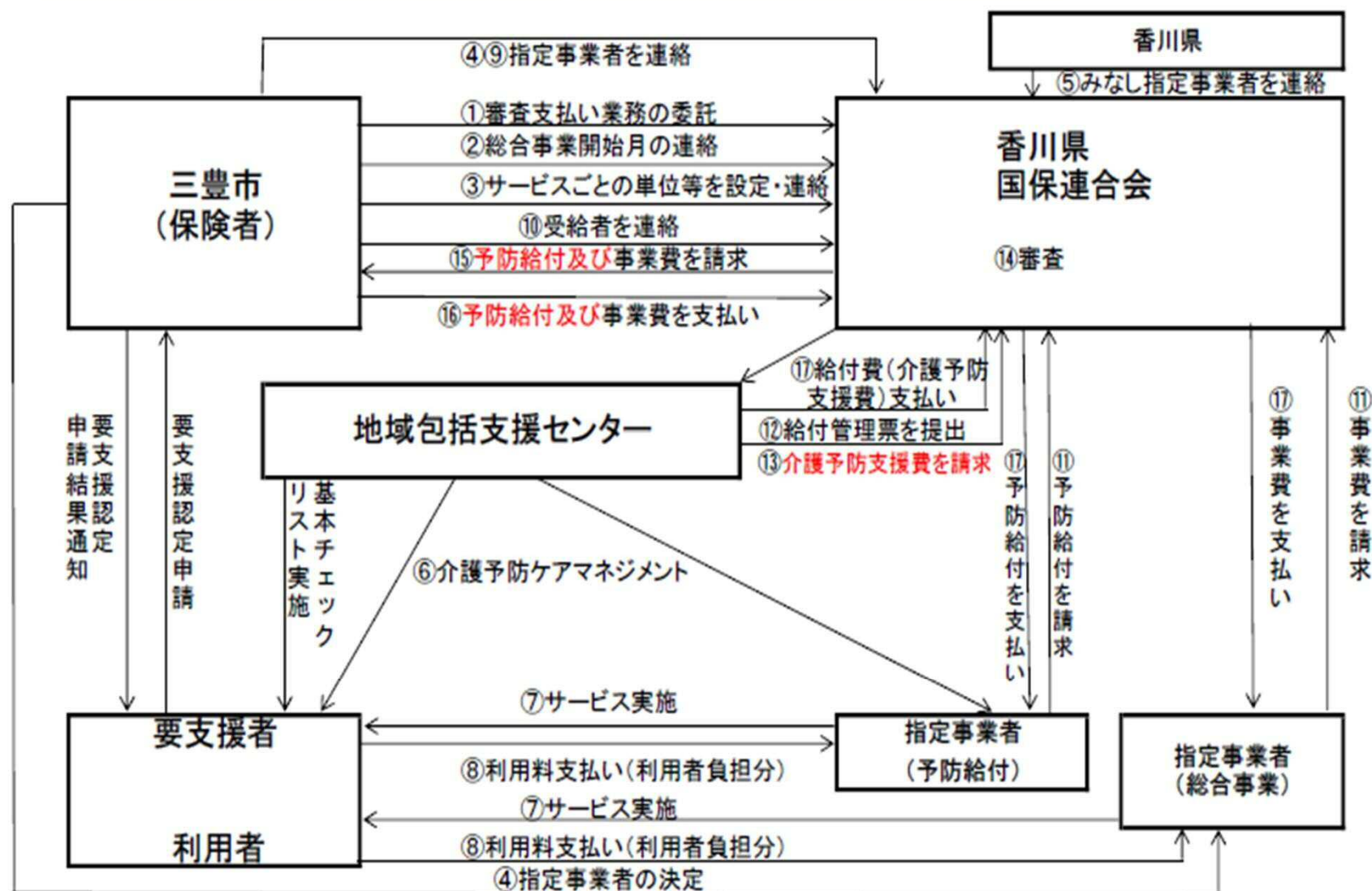


8 国保連合会へ審査支払業務を委託 した場合の事務処理の流れ

(1) 利用者が事業のみを利用する場合



(2) 利用者が予防給付と事業を利用する場合



2 三豊市が実施する介護予防・ 生活支援サービス事業 (第1号通所事業)

事業別の実施予定

ガイドラインで示された類型	通所型サービス
現行の通所介護相当	平成28年度から実施
通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	平成28年度から実施
通所型サービスB (住民主体による支援)	検討中 (体制整備できたところから実施予定)
通所型サービスC (短期集中予防サービス)	平成28年度から実施

「第6期三豊市介護保険事業計画」より

事業の名称について

	ガイドラインで示された類型	三豊市名称	サービスコード
通所型サービス(第1号通所事業)	現行の通所介護相当	介護予防通所事業	介護予防通所事業 ●● (平成27年3月以前指定事業者)
			介護予防通所事業 ●● (平成27年4月以降指定事業者)
	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	生活支援通所事業	生活支援通所事業 ●●
	通所型サービスC (短期集中予防サービス)	通所型短期集中プログラム	

6 介護予防・生活支援サービス 事業の基準等

通所型サービス(第1号通所事業)

類型名	介護予防通所事業	生活支援通所事業
サービスコード	●● ●●	●
内容	現行の予防通所介護と同様のサービス	介護職員の人員要件を緩和し、専門職による支援の必要性の低いサービス
算定単位の 取扱い	月包括単価	月包括単価
単位設定	国の規定した通所型サービス(みなし)の算定構造、単位数のとおり 介護予防通所事業1 週1回程度 月1,647単位(16,470円) 介護予防通所事業2 週2回程度 月3,377単位(33,770円) ※ 1単位10円	生活支援通所事業1 週1回程度 月1,640単位(16,400円) ※日割り・・・1日53単位(530円) 生活支援通所事業2 週2回程度 月3,370単位(33,700円) ※日割り・・・1日110単位(1,100円) ※運動機能向上加算(225単位:2,250円/月) のみ算定可能 ※同一敷地内減算 ※1回あたりのサービス提供時間は120分以上 ※ 1単位10円
対象	介護予防通所事業1:要支援1、事業対象者 介護予防通所事業2:要支援2、事業対象者	生活支援通所事業1:要支援1・2、事業対象者 生活支援通所事業2:要支援2、事業対象者

類型名	介護予防通所事業	生活支援通所事業
人員	○管理者 常勤・専従1以上 ※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ○生活相談員等 専従1以上 ○看護職員 専従1以上 ○介護職員 ～15人 専従1以上 15人～ 利用者1名につき専従0.2人以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤) ○機能訓練指導員 1以上 (機能訓練指導員:理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ師)	○管理者 専従1以上 ※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ○看護職員 専従1以上 ○従事者 ～15人専従1以上 15人～ 利用者1名につき専従0.1人以上 ※要介護者と一体型で運営する場合、要介護者のサービスに従事する介護職員の人員数は、国基準相当サービスの基準に該当する必要がある
設備	○食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ○静養室・相談室・事務室 ○消火設備その他の非常災害に必要な設備 ○必要なその他の設備・備品	○サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上) ○消火設備その他の非常災害に必要な設備 ○必要な設備・備品
運営	○個別サービス計画の作成 ○運営規程等の説明・同意 ○提供拒否の禁止 ○従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供 等	○個別サービス計画の作成 ○運営規程等の説明・同意 ○提供拒否の禁止 ○従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ○従事者又は従事者であったものの秘密保持 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出の便宜の提供

生活支援通所事業と他の通所サービスとの一体的実施について

必ずしも場所を分ける必要はないが、プログラム内容を区分するなど、要介護者の処遇に影響を与えない配慮が必要である。

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」より

生活支援通所事業と他の通所サービスを提供する場合の区分方法として、以下の実施方法が考えられる。

1. 別の部屋で実施
2. 部屋を区切って実施
例) パーテーション等により機能訓練室を仕切って実施
3. 時間帯を分けて実施
例) 午前は介護予防通所事業、午後は生活支援通所事業を実施
4. 曜日を分けて実施

※介護予防ケアマネジメント又は介護予防サービス計画において、ニーズに基づき、適切な利用回数、専門的支援の必要性を考慮し利用を決定する²³

7 事業者と利用者の契約等について

契約書・重要事項説明書

指定事業者は、利用者の総合事業移行に伴い、利用者に対して現在の予防給付等と同様に、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得たうえで、サービス提供してください。

利用者	契約書	重要事項説明書
既利用者(要支援者)※	再契約	(再)同意
新規(要支援者・事業対象者)	新規契約	同意

※既利用者(要支援者)とは、平成28年3月31日以前より予防給付(例：通所介護)を利用して、平成28年4月1日以降に総合事業(例：生活支援通所事業)を利用する場合をいう。

契約書・重要事項説明書の変更点

総合事業移行に伴い一部文言の変更が必要

① サービスの種類

介護予防通所介護 → 介護予防通所事業
生活支援通所事業

② 利用料

利用する事業により、料金表の変更

③ 記録の保存期間

2年間→5年間

(介護保険法から地方自治法へ根拠法令が移行したため、保存年限が変更)

9 今後のスケジュール

平成27年10月13日(火) 介護予防・生活支援サービス事業実施 に関する事業者説明会

11月13日 介護予防・生活支援サービス事業実施
に関する事業者アンケート締切

12月頃 介護予防・生活支援サービス事業申請
受付開始

平成28年3月頃 介護予防・生活支援サービス事業サー
ビスコード表公表
介護予防・生活支援サービス事業登録
事業者の公表

平成28年4月から 介護予防・生活支援サービス事業開始